

コンソーシアム契約書

●●（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、両社間でコンソーシアム契約（共同事業提携）をすることに合意したので、以下の通り業務提携契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（コンソーシアム概要）

コンソーシアムの目的は、1社だけでは実現が難しい技術開発・標準化・研究などを、複数の組織が協力して行う仕組み。参加するコンソーシアム各社は、リスクやコストを分担しながら、互いの知識・技術・資源を活用する。

第2条（名称）

1. コンソーシアム名称は、「宇宙住宅プロジェクト（仮称）」とする。
2. コンソーシアム参画社は「メンバー」として呼称する。

第3条（目的）

本コンソーシアムは、甲乙が相互に連携し、以下を目的として活動する。

1. 宇宙居住に適した住宅構造、資材、生活システムの共同開発
2. 宇宙環境技術・建築工学の融合研究および標準化
3. 研究成果の社会実装および地上技術への応用促進
4. 宇宙住宅産業の発展と関連人材の育成

第4条（活動概要）

1. 宇宙住宅に関する研究開発および実証実験
2. 技術仕様・ガイドライン・標準化の策定
3. 成果物・報告書・知見の共有
4. 研究会・講演会・シンポジウムの開催
5. 関連企業・団体・行政との連携
6. その他、目的達成に必要な活動

第5条（メンバー構成）

本コンソーシアムは次のメンバーによって構成する。甲は、以下メンバー種別を選択してコンソーシアムに参加する。

1. 参画メンバー：開発活動に主体的に参加する法人・団体
2. 協力メンバー：有償または無償で資金・設備・技術情報等で支援する法人・団体
3. 特別メンバー：有償または無償で学術機関・行政機関等で主幹事会社が承認した者

第6条（運営体制）

運営機関は次のとおりとする。

1. 総会：総会は年1回以上開催し、主要方針および報告を発表する。
2. 定例会：定例会は必要に応じ開催し、メンバーの過半数の同意で決定する。
3. 技術分科会：技術分科会は、専門テーマごとに設置できる。
4. 事務局：事務局は、運営全般およびメンバー間調整を行う。

第7条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、令和●●年●月●日から●年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかからも、契約終了または契約内容の変更等の書面による意思表示

示がない場合は、同一契約内容で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

2. 個別の提携業務を処理する期限に関して、別途覚書において定める場合、本契約の規定にかかわらず覚書の定めを優先するものとする。

第8条（契約の解除）

1. 甲および乙は、契約有効期間中に本契約を解約する場合、1か月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。
2. 乙の都合により、契約期間中に解約する場合は、甲はすでに履行した業務内容に相当する費用を甲に請求できるものとする。
3. 甲または乙が次の各号の一つに該当したときは、それぞれ相手方はなんらの予告なしに直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
 - (2) 手形交換所の取引に停止処分があったとき。
 - (3) 財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え、仮処分を受け又は競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生の申立て又は会社整理手続に入ったとき。
 - (5) 営業を廃止、又は清算に入ったとき。
 - (6) 代表者、従業員等及び業務に関わる者全てのいずれかが反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (7) その他、相手方の責に帰すべき事由の発生により、本契約を継続しがたいとき。

第9条（実費）

提携業務遂行にあたり、交通費を含めた甲が業務を遂行するための実費は、別途甲が負担する。ただし、乙が認めた実費は、当該業務にかかる原価とする。

第10条（社会的信用等の保持）

甲乙は、提携業務の履行にあたり、互いの企業イメージ、サービス、品位、信用を毀損する行為や言動をしてはならない。

第11条（秘密保持）

本契約に関する秘密保持については、別途締結する「秘密保持契約書」の定めに従うものとする。

第12条（知的財産）

1. 甲が開発した知的財産は、甲が保有する。
2. 甲の知的財産を活用した経済活動を行う場合、事前に乙に報告する。

第13条（再委託）

甲は、本契約期間中、本契約にかかる業務外において乙の外部ネットワークを利用する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

第14条（損害賠償の責任）

本契約提携業務の処理中、甲の責に帰すべき事由により、乙若しくは第三者に与えた損害に対し、甲は損害賠償の責任を負う。その賠償方法については、甲乙協議の上これを定める。

第15条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。または、電子署名サービスを用いる場合は、本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲乙電子署名を施したうえ、各々電磁的記録を保管する。

令和●年●月●日

甲：

乙：